岩美町松葉がに漁獲量日本一ＰＲ推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成１１年岩美町規則第５号。以下「規則」という。）規定に基づき、岩美町松葉がに漁獲量日本一ＰＲ推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、岩美町内の漁業協同組合、鳥取県漁業協同組合支所及び株式会社いわみ道の駅（以下「漁協等」という。）が、松葉がに漁獲量日本一ＰＲイベント等を開催し、松葉がにの販売促進と消費拡大を推進すること（以下「松葉がに漁獲ＰＲ」という。）により、松葉がにの価格の安定を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　町は、前条の目的の達成に資するため、漁協等が実施する別表の第１欄に掲げる事業（以下「対象事業」）に要する同表第２欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額以下とする。（ただし、上限を５０万円とする。）

（交付申請の時期等）

第４条　本補助金の交付申請は、対象事業を実施しようとする日より２０日以上前に行わなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から２０日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第６条　規則第１０条第１項の町長が別に定める変更は、本補助金の増額又は３０パーセントを越える減額以外の変更とする。

２　前条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（変更等の承認）

第７条　漁協等は、第６条の規定により町長の承認申請は、様式第４号により変更承認申請書を作成し、町長に提出して、その承認を受けなければならない。

２　第５条第１項の規定は、前項の規定による町長の承認について準用する。

（実績報告書）

第８条　規則第１７条の既定による実績報告書は、様式第５号のとおりとし、補助事業の完了又は交付の中止若しくは廃止の日から３０日を経過する日までに行わなければならない。

２　規則１７条の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第１号及び第２号によるものとする。

（受入額調書）

第９条　規則第２０条第３号に規定する受入額調書は、様式第６号のとおりとする。

（雑則）

第１０条　規則及びこの要綱に定めるもののもほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　　則

１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

２　この要綱は、平成２５年３月３１日限りとする。

３　この要綱は、平成２８年３月３１日限りとする。

４　この要綱は、平成３１年３月３１日限りとする。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　対象事業 | ２　補助対象経費 |  |
| 松葉がに漁獲ＰＲ事業 | (１)ＰＲイベント開催経費（鮮魚等の販売経費を除く経費)　　　賃金、報償費、船舶車輌の使用料、機械器具等の賃借料、　　消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、委託料(２)その他町長が特に認める経費 |

様式第１号（第４条、第８条関係）

平成　年度岩美町松葉がに漁獲量日本一ＰＲ推進事業計画（実績報告）書

１．事業の目的（実績）

２．事業内容（実績）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主体名 | 実施方法・規模 | 事　業　費 | 負担区分 |  |
| 補助対象 | 補助対象外 | 計 | 町補助金 | 漁協費 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |

（注）変更申請にあっては、前回申請の金額を上段に（　）書きすること。

３．事業完了（予定）年月日

　　　平成　　年　　月　　日

４．添付書類

事業実施計画内容等（実績内容）の分かる書類

完成を証する写真等（実績報告のみ）

様式第２号（第４条、第８条関係）

平成　　年度岩美町松葉がに漁獲量日本一ＰＲ推進事業収支予算（決算）書

１　収入

 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　分 | 本年度予算額（本年度予算額） | 前年度予算額（本年度決算額） | 比較増減 | 備　　考 |
| 増 | 減 |
| 町補助金 |  |  |  |  |  |
| 漁協費 |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |

２　支出

 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 本年度予算額(本年度予算額) | 前年度予算額(本年度決算額) | 比較増減 | 備　考 |
|  増 |  減 |
| 松葉がに漁獲ＰＲ事業 |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |

様式第３号（第５条関係）

番　　　　　　号

平成　年　月　日

　　　　　　　　　　　様

岩美町長　　　　　　　㊞

平成　年度岩美町松葉がに漁獲量日本一ＰＲ推進事業費補助金交付決定通知書

　平成　年　月　日付け申請書で申請のあった岩美町松葉がに漁獲量日本一ＰＲ推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、岩美町補助金等交付規則(平成１１年岩美町規則第５号。以下「規則」という。)第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　対象事業

本補助金の補助事業は、岩美町松葉がに漁獲ＰＲ事業とし、その内容は、申請書に記

載されているとおりとする。

２　交付決定額等

本補助金の交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された

場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）算定基準額　　金　　　　　　　　　円

（２）交付決定額　　金　　　　　　　　　円

３　交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、岩美町松葉がに漁獲量日本

一ＰＲ推進事業費補助金交付要綱（平成２２年４月１日施行。以下「要綱」という。）第３条第３項の規定を適用して算定した額と、前記２の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

４　補助規定の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行にあたっては、規則及び要綱の規定に従わ

なければならない。

様式第４号（第７条関係）

平成　　年　　月　　日

岩美町長　　　　　　様

住所

団体

氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

平成　　年度岩美町松葉がに漁獲量日本一ＰＲ推進事業変更承認申請書

平成　　年　　月　　日付　第　　号により交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり変更したいので、岩美町補助金等交付規則第１０条第１項の規定により申請します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助金等の名称 |  |  |
| 交付決定額 |  |
| 変更後の額 |  |
| 差引 |  |
| 変更の時期 |  |
| 変更の理由 |  |
| 添付書類 | 1　変更後の事業計画書2　変更後の収支予算書 |

※　変更に係る事項を様式第１号及び第２号に準じて作成するものとし、変更前と変更後　の内容が対比できるように２段書きにし、変更前を（　）書きで上段に記載するものと　する。

様式第５号（第８条関係）

平成　　年　　月　　日

岩美町長　　　　　　様

住所

団体

氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

平成　　年度岩美町松葉がに漁獲量日本一ＰＲ推進事業実績報告書

平成　　年　　月　　日付　第　　号により交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、岩美町補助金等交付第１７条の規定により報告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助金等の名称 |  |  |
| 交　付　決　定 | 算定基準額 | 交付決定額 |
|  |  |
| 実　　　　　績 |  |  |
| 差　　　　　引 |  |  |
| 添付書類 | １　事業報告書２　収支決算書 |

様式第６号（第９条関係）

補助金名：平成　　年度岩美町松葉がに漁獲量日本一ＰＲ推進事業費補助金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 交付決定額 | 円 |  |
| 既受領額 | 円 |
| 今回請求額 | 円 |
| 残額 | 円 |